

石川県公報

令和 7 年 11 月 28 日（金曜日）

号 外

（第 76 号）

目 次

公安委員会	人事委員会
○石川県公安委員会等が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則 1	○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則 3
○情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等の全部改正 2	

公 安 委 員 会

石川県公安委員会等が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十一月二十八日

石 川 県 公 安 委 員 会

石川県公安委員会規則第六号

石川県公安委員会等が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

石川県公安委員会等が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成二十年石川県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「及び」の下に「情報通信技術利用条例第二条第一号に規定する」を加え、同項第三号を次のように改める。

三 電子署名 次に掲げるものをいう。

- イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名
- ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の信職証明書に基づく電子署名
- ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

第二条第一項第四号中「公安委員会等」を「行政機関等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第三条第二号に規定する行政機関等をいう。）」に改め、同項第五号中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）」を「情報通信技術活用法」に改める。

第四条第二項中「を行つた者を確認するために必要な事項を証する電子証明書」を「に係る電子証明書であつて次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
- 二 電子署名及び認証業務に関する法律第四条第一項の認定を受けた者が発行した電子証明書
- 三 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書

第四条第五項中「の規定により申請等が行われた」を「及び第三項の規定により公安委員会等が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録された」に改める。

第六条第一項及び第二項を次のように改める。

公安委員会等は、情報通信技術活用法第七条第一項又は情報通信技術利用条例第四条第一項の規定により、電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機（公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、処分通知等を行わなければならない。

- 2 前項の規定により処分通知等を行う場合は、公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、公安委員会等が指定する方法により当該処分通知等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

第六条第三項中「情報通信技術活用法第七条第一項又は情報通信技術利用条例第四条第一項の規定により、電子情報処理組織を使用して」を「第一項の規定により」に改め、同条第四項中「前項」を「第一項」に改める。

第十一条を第十三条とする。

第十条第一号中「による」を「により」に改め、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第四条第一項又は第三項の規定による送信が困難である場合

第十条に次の一項を加える。

- 2 前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行った日から一週間以内に行わなければならない。

第十条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第十二条 情報通信技術活用法第七条第五項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合

二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると公安委員会等が認める場合

第九条第一項中「限る。」の下に「次項において同じ。」を加え、同条第二項中「第九条第三項並びに」及び「及び第六条第三項」を削り、「電子署名」の下に「及び第六条第二項ただし書に規定する措置」を加え、同条に次の一項を加える。

- 3 情報通信技術活用法第九条第三項及び情報通信技術利用条例第六条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名とする。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第七条 情報通信技術活用法第七条第一項ただし書に規定する方式は、次のいずれかの方式とする。

一 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力

二 公安委員会等が指定する方法により行う電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の届出

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和七年十二月十五日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第十一条第二項の規定は、この規則の施行の日以後に改正後の第二条第一項第五号に規定する申請等を行う場合について適用する。

石川県公安委員会告示第142号

情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等（令和3年石川県公安委員会告示第32

号)の全部を改正し、令和7年12月15日から施行する。

令和7年11月28日

石 川 県 公 安 委 員 会

石川県公安委員会等が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成20年石川県公安委員会規則第6号）第3条に規定する手続等は、全ての申請等及び処分通知等とする。

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十一月二十八日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第十四号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則（昭和二十二年石川県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中

申告の有無	変更月日	源泉控除対象配偶者	一控扶除養般対親の象族	特扶養親定族
		有・無		
有・無	有	有・無		
	無	有・無		
従たる給与から控除する控除対象配偶者と扶養親族との合計数				

を

申告の有無	変更月日	源泉配偶控除象者	一控扶除養般対親の象族	特扶養親定族	特定親族
		有・無			
有・無	有	有・無			
	無	有・無			
従たる給与から控除する控除対象配偶者と扶養親族との合計数					

に

配偶者（特別）控除額		
扶養控除額、基礎控除額及び障害者等控除額の合計額		

を

配偶者（特別）控除額		
特定親族特別控除額		
扶養控除額、基礎控除額及び障害者等控除額の合計額		

に改める。

附 則

この規則は、令和七年十一月一日から施行する。

